

## 平成30年分以後の非課税管理勘定設定手続きに関するお知らせ

平成29年7月

日ごろより格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。

さて、平成28年度税制改正を踏まえた上記非課税管理勘定の設定手続きを簡素化する措置において、関係各省庁に確認のうえ、日本証券業協会よりお知らせがありましたので、ご案内させていただきます。

平成29年10月1日において、当行に平成29年分の非課税管理勘定が設定された非課税口座（NISA口座）を開設しており、マイナンバー（個人番号）を告知いただいているお客様におかれましては、租税特別措置法（附則平成28年）第73条第2項が適用されますので、特段の手続きを行うことなく、当行に開設している非課税口座（NISA口座）に平成30年分以後の非課税管理勘定が設定されます。

既にマイナンバー（個人番号）を当行に告知いただいているお客様で、平成30年以後も、引き続き当行でNISA口座をご利用予定の場合は、特段の手続きは不要です。

※平成30年以後の非課税投資枠（NISA枠）の設定を希望しない場合

お客様が、当行において平成30年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しない場合には、平成29年9月30日までに当行に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」をご提出いただく必要がありますので、ご利用の支店窓口にお申し出ください。そのうえで、平成30年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、平成29年10月1日以後、当該他の証券会社又は金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」をご提出いただく必要があります。

なお、当行において平成30年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しないお客様で、平成29年9月30日までに「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を当行にご提出いただかなかった場合には、平成29年10月1日以後、通常の金融機関の変更手続きと同様に、当行に「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税口座廃止届出書」のいずれかをご提出いただく必要があります。そのうえで、平成30年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、当行から交付される「非課税管理勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」のいずれかを「非課税口座開設届出書」に添付して、当該他の証券会社又は金融機関にご提出いただく必要があります。

なお、「非課税口座廃止届出書」をご提出いただいた場合は当行に開設した非課税口座（NISA口座）が廃止されるため、平成29年分以前の非課税管理勘定で保有している上場株式等は一般口座に払い出され、以後、課税扱いとなります。平成29年分以前の非課税管理勘定で保有している上場株式等を引き続き当行の非課税管理勘定で保有する場合には「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出ください。

ご不明な点がございましたら、神奈川銀行 資金証券部 TEL045-261-2641 またはNISA口座を開設している神奈川銀行各支店までお問い合わせください。